

# 新しい時代を 地震に本気で 備える時代へ。

「住宅の修繕費」「ローン」「生活費」など  
ご利用用途に制限がない地震保険は、  
もしもの時、あなたの支えになります。

暮らしを立て直すチカラ。

## 地震保険



地震保険のお申し込み・お問い合わせは、損害保険代理店または損害保険会社までご連絡ください。



日本損害保険協会：0570-022808 外国損害保険協会：03-5425-7850 [www.jishin-hoken.jp](http://www.jishin-hoken.jp) 後援：財務省 地震保険は、政府と損害保険会社が共同で運営しています。